



宮 崎 県 公 報

平成31年1月17日(木曜日) 第 3064 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 保安林の指定予定の通知(4件)……………(自然環境課) 1
- 保安林の指定解除の予定の通知……………(“) 2
- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意(4件)……………(水産政策課) 2
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定……………(建築住宅課) 3
- 宮崎県収入証紙売りさばき人の変更の届出……………(会計課) 3

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(経・顧・販・調課) 4
- 地域森林計画の策定……………(森林経営課) 5
- 地域森林計画の変更……………(“) 5
- 大規模小売店舗の変更に関する届出(2件) ……(商工政策課) 5
- 大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市町村の意見……………(“) 6

頁

- 開発行為に関する工事の完了(2件)……………(建築住宅課) 7
- 選挙管理委員会告示**
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………7
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………7
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………7
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………7
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………8
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………8
- 宮崎海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………8

告 示

宮崎県告示第23号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年1月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字長田字板ヶ谷5974-35、5974-37、字耐子口6030-13、6030-20、6030-25から6030-27まで、6030-29から6030-32まで、6030-49、6030-55、字高野6113-1、6113-17、6117-9、6117-17、6117-21、6117-24、6117-50
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。

宮崎県告示第24号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年1月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東諸県郡綾町大字入野字椎屋5490-5、5490-15、5495-2、5501、5502-1、5502-2、5510-1、5510-2、5512-1、5512-2、5512-4、5512-5、5513-1、5513-3、大字北俣字鶯巣3352、3353-1、3353-3から3353-5まで、字吉原3528
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに綾町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第25号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産

大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年1月17日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 小林市野尻町三ヶ野山字建平 901-83から 901-85まで、908、909-3、909-4、909-7、914-12、914-13
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字建平 901-84・901-85・908・909-3・909-4・914-12（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、901-83
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第26号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成31年1月17日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字上滝下4037-4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第27号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成31年1月17日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 児湯郡西米良村大字越野尾字窪 2

45-33（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第28号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成31年1月17日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成30年11月16日
発起人の住所及び氏名	日南市 (有)安楽水産 代表取締役 安楽 薫 日南市 (有)東水産 代表取締役 東 修
加入区 の 名 称	外浦加入区
区 域	外浦漁業協同組合の地区
区 分	中型かつお漁業及び大型定置漁業

宮崎県告示第29号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成31年1月17日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成30年12月3日
発起人の住所及び氏名	日南市 (有)松下水産 代表取締役 松下 博紀 日南市 (株)浜上水産 代表取締役 濱上 貢
加入区 の 名 称	日南市第二加入区
区 域	日南市漁業協同組合の地区のうち大堂津支所の地域

区 分	中型かつお漁業、小型かつお漁業及び 小型まぐろ漁業
-----	------------------------------

宮崎県告示第30号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成31年 1 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成30年12月 3 日
発起人の住所及び氏名	日南市 (有) 新堀水産 代表取締役 元浦 亮 日南市 中村 治武
加入区 の 名 称	南郷加入区
区 域	南郷漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業及び大型定置漁業

宮崎県告示第31号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成31年 1 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成30年11月16日
発起人の住所及び氏名	東臼杵郡門川町 安藤 豊 東臼杵郡門川町 濱口 博
加入区 の 名 称	門川加入区
区 域	門川漁業協同組合の地区
区 分	小型漁船漁業であって小型機船底びき網等漁業、小型機船船びき網等漁業及び小型はえ縄等漁業以外のもの

宮崎県告示第32号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成31年 1 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 30-5	窪田英二	えびの市大字原田 字札立 167番73	6.00	41.96	平成30 年12月 27日

宮崎県告示第33号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第 5 項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

平成31年 1 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	
一般財団法人宮崎県交通安全協会	宮崎市錦本町4番8号 宮崎北警察署敷地内宮崎北交通安全協会	一般財団法人宮崎県交通安全協会	宮崎市錦本町4番8号 宮崎北警察署敷地内宮崎北地区交通安全協会	平成30年 12月20日
	宮崎市大字恒久字今井手 878-2 宮崎南警察署敷地内宮崎南分室		宮崎市大字恒久字今井手 878-2 宮崎南警察署敷地内宮崎県交通安全協会宮崎南分室	
	宮崎市阿波岐原町前浜 4276-5 宮崎県総合自動車運転免許センター内		宮崎市阿波岐原町前浜 4276-5 宮崎県総合自動車運転免許センター内	
	宮崎市高岡町飯田 252 高岡警察署敷地内高岡地区交通安全協会		宮崎市高岡町飯田 252 高岡地区交通安全協会	

日南市中央通1丁目9番地1 日南警察署敷地内日南地区交通安全協会	日南市中央通1丁目9番地1 日南警察署敷地内日南地区交通安全協会	地区交通安全協会	日向市鶴町2丁目1番13号 日向警察署内日向地区交通安全協会	地区交通安全協会
串間市大字西方3914の1 串間警察署敷地内串間地区交通安全協会	串間市大字西方3914の1 串間警察署敷地内串間地区交通安全協会	延岡市愛宕町3丁目45番地3 宮崎県交通安全協会延岡地区交通安全協会内	延岡市愛宕町3丁目45番地3 延岡地区交通安全協会	
都城市東町4街区17号 都城警察署内都城地区交通安全協会	都城市東町4街区17号 都城警察署敷地内都城地区交通安全協会	延岡市大貫町1丁目28番地 延岡運転免許センター内	延岡市大貫町1丁目28番地 延岡運転免許センター内	
北諸県郡三股町大字宮村2944番地3 都城運転免許センター内	北諸県郡三股町大字宮村2944番地3 都城運転免許センター内		西臼杵郡高千穂町大字三田井1200-1 高千穂警察署敷地内高千穂地区交通安全協会	
小林市堤29番地 小林警察署敷地内小林地区交通安全協会	小林市堤29番地 小林警察署敷地内小林地区交通安全協会			
えびの市大字原田119番地 えびの地区交通安全協会	えびの市大字原田119番地 えびの地区交通安全協会			
西都市小野崎2丁目16番地 西都地区交通安全協会	西都市小野崎2丁目16番地 西都地区交通安全協会			
児湯郡高鍋町大字持田3406-1 高鍋警察署敷地内高鍋	児湯郡高鍋町大字持田3406-1 高鍋警察署敷地内高鍋			

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった。

平成31年1月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成30年12月27日	特定非営利活動法人高千穂あまのいわと活性化研究所	今村 清美	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字岩戸25番地	この法人は、高千穂町やその周辺の地域において、人・自然・産業などの資源を活かす活動をおこない、その価値を高める

			<p>とともに、山村と都市の新たな交流を起し、住民が当該地域でいきいきと暮らし続けられる環境づくりや人材育成に寄与する事を目的とする。</p>	<p>日南市星倉4548番地 1 外</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番11号</p> <p>3 変更する事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (変更前) 名 称 日南ショッピングタウン 所在地 日南市星倉字渡瀬4599番地 外 (変更後) 名 称 ホームワイド日南店 所在地 日南市星倉4548番地 1 外</p> <p>(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社キッチン 代表取締役 石井勝範 日南市瀬貝二丁目 1 番53号 イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番11号 (変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番11号</p> <p>(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社キッチン 代表取締役 石井勝範 日南市瀬貝二丁目 1 番53号 イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番11号 有限会社三浦食料品店 代表取締役 藤原春吉 日南市岩崎三丁目21番 4 号 佐土原毅 (デザートハウスいちばんち) 日南市吾田東 6-4-512 (変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番11号 有限会社三浦食料品店 代表取締役 藤原春吉 日南市岩崎三丁目21番 4 号 佐土原毅 (デザートハウスいちばんち) 日南市吾田東 6-4-512</p>
<p>森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 5 条第 1 項の規定により、次の地域森林計画を平成30年12月28日付けで定めたので公表する。</p>				
<p>平成31年 1 月17日</p>				
<p>宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p>				
<p>1 地域森林計画の名称</p>	<p>五ヶ瀬川地域森林計画</p>	<p>2 地域森林計画の計画の期間</p>	<p>平成31年 4 月 1 日から平成41年 3 月31日まで</p>	<p>(変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番11号</p> <p>(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社キッチン 代表取締役 石井勝範 日南市瀬貝二丁目 1 番53号 イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤正章 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番11号 有限会社三浦食料品店 代表取締役 藤原春吉 日南市岩崎三丁目21番 4 号 佐土原毅 (デザートハウスいちばんち) 日南市吾田東 6-4-512 (変更後) イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目 9 番11号 有限会社三浦食料品店 代表取締役 藤原春吉 日南市岩崎三丁目21番 4 号 佐土原毅 (デザートハウスいちばんち) 日南市吾田東 6-4-512</p>
<p>3 地域森林計画の縦覧場所</p>	<p>宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県西臼杵支庁、宮崎県東臼杵農林振興局</p>			
<p>4 申立てがあった意見の要旨</p>	<p>なし</p>			
<p>5 申立てがあった意見の処理の結果</p>	<p>なし</p>			
<p>森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 5 条第 5 項の規定により、次の地域森林計画を平成30年12月28日付けで変更したので公表する。</p>				
<p>平成31年 1 月17日</p>				
<p>宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p>				
<p>1 地域森林計画の名称</p>	<p>広渡川地域森林計画、耳川地域森林計画、一ツ瀬川地域森林計画、大淀川地域森林計画</p>	<p>2 地域森林計画の縦覧場所</p>	<p>宮崎県環境森林部森林経営課、宮崎県南那珂農林振興局、宮崎県東臼杵農林振興局、宮崎県児湯農林振興局、宮崎県中部農林振興局、宮崎県北諸農林振興局、西諸農林振興局</p>	<p>4 変更の年月日 平成26年 5 月22日</p> <p>5 変更する理由 イオン九州株式会社の代表者変更及び株式会社キッチン退店のため</p> <p>6 届出年月日 平成30年12月27日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成31年 1 月17日から平成31年 5 月17日まで</p>
<p>3 申立てがあった意見の要旨</p>	<p>なし</p>			
<p>4 申立てがあった意見の処理の結果</p>	<p>なし</p>			
<p>大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 1 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p>				
<p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。</p>				
<p>平成31年 1 月17日</p>				
<p>宮崎県知事 河 野 俊 嗣</p>				
<p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地</p>	<p>ホームワイド日南店</p>			<p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間</p>

平成31年1月17日から平成31年5月17日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成31年1月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームワイド日南店
日南市星倉4548番地1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオン九州株式会社 代表取締役 柴田祐司
福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 7,310㎡
(変更後) 6,165㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) A棟南側及び西側 276台（駐車場No.1）
F棟北側及び西側 73台（駐車場No.2）
合計 349台
(変更後) A棟南側及び西側 134台

② 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) A棟西側 27台（駐輪場No.1）
F棟南側 9台（駐輪場No.2）
合計 36台
(変更後) A棟西側 27台

③ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) A棟東側 265㎡（荷さばき施設No.1）
F棟西側 160㎡（荷さばき施設No.2）
合計 425㎡
(変更後) A棟東側 65㎡

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) A棟東側 30.7㎡（廃棄物等保管施設No.1）
A棟東側 28.5㎡（廃棄物等保管施設No.2）
A棟東側 15.9㎡（廃棄物等保管施設No.3）
F棟西側 3.8㎡（廃棄物等保管施設No.4）
F棟西側 2.8㎡（廃棄物等保管施設No.5）
F棟西側 3.2㎡（廃棄物等保管施設No.6）
合計 84.9㎡
(変更後) A棟東側 30.7㎡（廃棄物等保管施設No.1）
A棟東側 28.5㎡（廃棄物等保管施設No.2）
A棟東側 15.9㎡（廃棄物等保管施設No.3）
合計 75.1㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 3箇所 建物敷地東側及び南側
(変更後) 2箇所 建物敷地南側

4 変更の年月日

平成31年8月28日

5 変更する理由

敷地内のスーパーが撤退したため

6 届出年月日

平成30年12月27日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成31年1月17日から平成31年5月17日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成31年1月17日から平成31年5月17日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成31年1月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス新別府店
宮崎市新別府町麓 358番1 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定による届出
大規模小売店舗の新設
平成30年9月6日

3 意見の概要

東側駐車場の隣地に計画している併設施設（飲食施設）については、都市計画法第43条の許可手続きが必要である。その際には、宮崎市市街化調整区域内の立地に関する審査基準の法第34条第9号（沿道施設等の立地基準の項）に適合する必要がある、ドラッグコスモス新別府店の駐車場敷地と当該飲食施設の敷地とを構造物等により明確に区分し、一体的な土地利用を行わないことが条件の一つとなっている。

このため、宮崎市都市整備部開発指導課と協議を行うこと。

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城

県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成31年1月17日から平成31年2月18日まで

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成31年1月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
日南市大字星倉字貝守4457番、4458番、4459番、4460番、4461番、4462番14、4462番3の一部、4462番7の一部、4462番9の一部、4463番の一部、4457番地先里道の一部	宮崎県都城市中原町39街区8号 万代ホーム株式会社 代表取締役 濱田 龍彦

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

平成31年1月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
児湯郡都農町大字川北字上助代5474番1外12筆、5526番地先里道の一部	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号 ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田 健

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成30年12月1日現在次のとおりである。

平成31年1月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬 和明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,408人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じ

て得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 215,045人

宮崎県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成30年12月1日現在次のとおりである。

平成31年1月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬 和明

都城市選挙区 45,573人

児湯郡選挙区 19,415人

宮崎県選挙管理委員会告示第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成30年12月3日現在次のとおりである。

平成31年1月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬 和明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,401人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 215,002人

宮崎県選挙管理委員会告示第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成30年12月3日現在次のとおりである。

平成31年1月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉瀬 和明

宮崎市選挙区 110,990人

延岡市選挙区 34,661人

日南市選挙区	15,197人
小林市・西諸県郡選挙区	15,572人
日向市選挙区	17,081人
串間市選挙区	5,314人
西都市・西米良村選挙区	8,970人
えびの市選挙区	5,593人
北諸県郡選挙区	6,886人
東諸県郡選挙区	7,608人
児湯郡選挙区	19,423人
東臼杵郡選挙区	8,001人
西臼杵郡選挙区	5,808人

宮崎県選挙管理委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成30年12月17日現在次のとおりである。

平成31年1月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数	18,411人
選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	215,066人

宮崎県選挙管理委員会告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成30年12月17日現在次のとおりである。

平成31年1月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

西臼杵郡選挙区	5,809人
---------	--------

宮崎県選挙管理委員会告示第7号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項に規定する宮崎海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成30年12月5日現在次のとおりである。

平成31年1月17日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

選挙権を有する者の総数の3分の1の数	1,331人
--------------------	--------